

## 定款（和訳）

### 第1条 名称及び所在地

本社は「ハイデルベルク日本語補習授業校」と称す。社はその主たる活動拠点をハイデルベルク市に置き、社登記簿に登記されるものとする。登記後の社の名称は、登記済社団ハイデルベルク日本語補習授業校と称する。

### 第2条 目的

本社は、ドイツ租税法の「軽減税が適用される目的」の章で言うところの公益目的のみを追求する。社の目的は、子女に対して日本語および日本文化を教授し、その能力を育成していくことである。本定款の目的はとりわけ補習校の活動により実現されるものである。また、本社は政治的かつ宗教的にも中立である。

### 第3条 社財産の使用

本社は営利活動を行わない。社は自己利益の追求を最優先にしない。社の財産は、定款に基づく目的のためだけに使用することができる。会員は社の財産からいかなる贈与も受けてはならない。また、何人も社の目的以外の支出あるいは過度に高い報酬によって優遇されてはならない。

### 第4条 会員資格

社の会員には、個人および法人がなることができる。会員には正会員と賛助会員を設ける。正会員は、在籍子女の両親または子女の養育権保持者により構成される。

### 第5条 入会

入会申請は、理事会に対して入会の意志を明示した書面で申請し、理事会が入会を決定する。入会申請を却下する際、理事会は申請者に対してその理由を報告する義務はない。補習校は、優先的に日本人の子女または両親の一方が日本国籍を有する子女に門戸を開放する。また、それ以外の子女でも本校の教育に関心がある場合は受け入れることができる。

### 第6条 会員資格の終了

会員資格は、会員の死亡、依願退会、除名または会員である法人が法的な権利能力を喪失した場合、終了する。依願退会は全体理事会の代表者に書面で申請することによって行われる。依願退会は解約通知期間2ヶ月間を以って月末付のみで可能である。すでに納入された会費の返還はしない。本社は、社の利益を著しく損なう行為を行った会員を、会員総会で有効議決権の4分の3以上の賛成により除名することができる。本社は、2回の督促したにもかかわらず会費を支払わなかった会員を、2回目の督促書が出されて1ヶ月経過後、全体理事会の決

定により除名することができる。除名は書留郵便でその会員に通知されるものとする。会員の地位に拠る請求権の全ては、社団から会員に対する請求権を損なうことなく、会員資格の終了により無効となる。

#### 第7条 会員の負担金（会費）

本社は会員から会費を徴収する。会費の額および支払期日については全体理事会が会費規程に定めることができるが、会員総会の承認を要する。

#### 第8条 社団の運営機関

本社は運営機関として理事会と会員総会を置く。

#### 第9条 理事会

ドイツ民法典第26条に基づく理事会（民法上の理事会）は、正会員の中から選任された第一議長（理事長）および第二議長（副理事長）が共同で構成する。理事長および副理事長は、各々単独で社団を代表する資格をもつ。全体理事会は、理事長および副理事長、会計係（1名）、書記係（1名）に加えて、その他最大5名までの理事で構成する。但し、全体理事会の員数の過半数は、正会員たる理事でなければならない。理事は会員総会で選出される。全体理事会のメンバーの任期は1年とする。全体理事会のメンバーは、新たに全体理事会のメンバーが選出されるまでその任務にとどまる。理事が任期途中で辞任した場合、理事会は、その欠員となった理事を会員の中からその後開催される会員総会まで補充することができる。全体理事会のメンバーは名誉職とする。

## 第10条 全体理事会の任務と権限

全体理事会は、本定款で会員総会の専権事項として明記されていない限り、本社の全運營業務に対して権限を持つ。その任務にはとりわけ次の項目がある：

会員及び教員との連絡・協議も含めた、すべての本社の運営

会員総会の準備、開催、議事日程の設定

会員総会における決定事項の執行

予算（必要に応じて）の編成、会計帳簿への記帳、年次報告の作成、年間計画の提出

入会申請、退会者に関する決定

また、全体理事会はその業務につき運営規則を定める。全体理事会は運営規則において、各運營業務の遂行を個人又は他の機関に委託することができる

## 第11条 会員総会

会員総会において、正会員は一名につき一票を持つ。議決権を他の会員に委任することができる。会員総会は特に次の項目を管轄する：

年次活動報告

年次会計報告

全体理事会の選出と免責

会計監査役の選出

定款の改正に関する決定

会費規程の承認

本社の解散

定例総会は、少なくとも年1回（活動年度末から3ヶ月以内）に開催される。会員総会は、全体理事会が総会の2週間前までに議事日程が記載されている書面（電磁的手段を含む）で通知し召集する。召集通知は会員から最後に報告された住所に到着した時点で招待通知が送付されたものとする。総会が開催される遅くとも1週間前に会員が書面で理由を付した議案を申請した場合、それは総会の議事で補充されなければならない。当該議事の補充は、会員総会が開会されるときに公表される。臨時総会は、全体理事会が必要に応じ召集することができる。全体理事会は、会員の3分の1以上が理由を付した書面による要請を提出すれば、又は、その要請が本社のためであるならば、臨時総会を召集しなければならない。臨時総会には定例総会と同じ権限と規定が適用される。理事長または副理事長が総会の議長を務める。

#### 第12条 会員総会の決議

会員総会の決議は、有効投票の単純多数決による。その際、棄権票は計算上無視される。定款の改正および本社の解散に関しては、有効投票の4分の3以上の賛成を必要とする。社の目的の変更は会員全ての同意が必要である。

#### 第13条 会員総会の議事録

会員総会の議事の経過については、会員総会の議長と書記（議事録の書記）が署名する議事録が作成される。決議された項目はその通り議事録に記録される。

#### 第14条 会計監査

会計監査は、会員総会において任期1年で選出され、本社の会計の計算を監査する。会計監査は理事によって許可された出費の妥当性について行われるものではない。監査は少なくとも年1回行われ、その結果については年次定例総会で報告される。会計監査は理事会のメンバーを兼任できない。

#### 第15条 補習授業校校長

全体理事会は、校長の設置と配置を決定する。校長は、オブザーバーとして理事会へ参加することができる。

#### 第16条 顧問

理事会は、理事会の運営上必要ならば、理事会の決議に基づき顧問を置くことができる。

#### 第17条 活動年度

本社の活動年度は、4月1日に開始し翌年3月31日に終了する。

#### 第18条 寄付金

本社の目的を達成するため、本社の運営機関は寄付金募集に尽力するものとする。

#### 第19条 損害賠償責任

本社は、学校運営中に校内又は校外で発生した損害あるいは損失に対し、会員または授業参加者にその賠償責任を負わない。

#### 第20条 社の解散

本社の解散あるいは税制上の優遇措置がなくなる場合、本社の財産はハイデルベルク市に

寄贈し、同市は教育上の目的にこれを使用する。解散および本団体財産の引渡しをする場合、事前に税務当局にその件につき相談するものとする。

#### 第21条 定款の発効

以上の定款は、2003年9月25日にハイデルベルク市で開催された本団体の設立総会において決定された。本定款は、本団体の在ハイデルベルク区裁判所における団体登記簿への登録を以って発効するものとする。

本団体の設立に関する発起人はその証として署名する。

第9条、第11条、第15条、第16条、第17条は、2005年11月11日の臨時総会で追加された。

上記の新しい条項の追加により、第17条以降の条項番号は、以下の通りとなる：第17条 活動年度、第18条 寄付金、第19条 損害賠償責任、第20条 運営規則、第21条 団体の解散、第22条 定款の発効。

2006年4月20日在ハイデルベルク区裁判所へ登録。

第11条、第17条は、2013年3月8日の定例総会で変更された。

第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第15条、第16条、第19条は、2019年5月17日の定例総会で変更され、第20条は削除された。第20条の削除により、条項番号は新たに以下の通りとなる：第20条 団体の解散、第21条 定款の発効。